

この規定は、公益財団法人交通事故紛争処理センターを利用いただけにあたり、大事なことを定めていますので、必ずお読みいただき、利用申込書を提出して下さい。

なお、個人情報の取扱については、第11項に定めています。重要なことですので、必ずお読み下さい。

ご不明な点がありましたら、予約をした東京本部、支部又は相談室にお問い合わせ下さい。

公益財団法人 交通事故紛争処理センター 利用規定

(目的)

1 この規定は、公益財団法人交通事故紛争処理センターの法律相談、和解斡旋手続及び審査手続を利用するにあたり、知っておいていただきたいことや守っていただくべき内容を定めたものです。

(定義)

2 この規定で使用している用語の意義は、以下のとおりです。

- ① 「センター」とは、公益財団法人交通事故紛争処理センターをいいます。
- ② 「本手続」とは、法律相談、和解斡旋及び審査をいいます。
- ③ 「法律相談」とは、自動車事故に伴う損害賠償に関する紛争についての法的な説明及び助言をいいます。
- ④ 「和解斡旋」とは、自動車事故に伴う損害賠償に関する紛争について当事者が互いに譲歩し合って解決するための調整を行うことをいいます。
- ⑤ 「和解斡旋等」とは、法律相談及び和解斡旋をいいます。
- ⑥ 「相談担当者」とは、和解斡旋等を担当する嘱託弁護士をいいます。
- ⑦ 「審査」とは、自動車事故に伴う損害賠償に関する紛争について事案解決のため裁判によりセンターとしての最終的な判断を示すことをいいます。
- ⑧ 「審査会」とは、審査を担当する組織体をいいます。
- ⑨ 「審査員」とは、法律学者、裁判官経験者及び弁護士の中から選任されて審査会を構成する者をいいます。
- ⑩ 「センター担当者」とは、相談担当者、審査員及び事務局職員をいいます。
- ⑪ 「個別事案」とは、利用申込みを受けて本手続の対象となった自動車事故に伴う損害賠償に関する紛争をいいます。
- ⑫ 「当事者」とは、個別事案の損害賠償請求権者（被害者）、個別事案の損害賠償義務者（加害者）及び当該加害者と契約している保険会社等をいいます。
- ⑬ 「申立人」とは、当事者のうち利用申込みをした被害者をいいます。
- ⑭ 「相手方」とは、当事者のうち、加害者、当該加害者と契約している保険会社等をいいます。
- ⑮ 「保険会社等」とは、任意自動車保険・共済の業務を営む保険会社又は共済組合をいいます。

- ⑯ 「協定保険会社等」とは、日本損害保険協会若しくは外国損害保険協会に加盟する保険会社又は全国共済農業協同組合連合会（JA 共済連）、全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）、全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連）、全国自動車共済協同組合連合会（全自共）若しくは全日本火災共済協同組合連合会（日火連）（各連合会に加盟する共済組合がある場合はそれらを含みます。）をいいます。
- ⑰ 「免責証書」とは、損害賠償請求権者による合意金額の受領を条件とする損害賠償請求権不行使の承諾書をいいます。
- ⑱ 「個人情報」とは、センターが取得する当事者に係わる個人情報をいいます。
- ⑲ 「本部」とは、センターの東京本部をいいます。

(センターの業務)

3

(1) センターは、自動車事故に伴う損害賠償に関する紛争を解決するために、次の手続を行うことを主な業務としています。

① 法律相談

法律相談では、和解斡旋を前提とした相談を行います。

法律相談の範囲は、和解斡旋を開始するにあたって必要な次の事項とします。

- ・責任の有無及び損害額の算定方法等に関する事項
- ・紛争解決の方法に関する事項
- ・責任及び損害に係る保険会社等の対応に関する事項
- ・その他、これに関連する事項

相談内容によっては、裁判所の手続を教示したり、他の機関を紹介するだけで終了する場合もあります。

また、物損のみの事案又は申立人（損害賠償請求権者）が代理人弁護士（認定司法書士を含みます。以下同じです。）に委任している事案については、法律相談を経ることなく直ちに和解斡旋の手続に入ることがあります。

② 和解斡旋

申立人（損害賠償請求権者）の申立てに基づいて、和解斡旋を行います。

③ 審査

和解斡旋が不調になった場合には、当事者の申立てに基づいて、審査を実施し、裁定を行います。

(2) 本手続は、加害者の契約先が協定保険会社等であるときは、加害者の契約する任意自動車保険（共済）の約款において法律上の損害賠償責任が発生した場合に、被害者から協定保険会社等に対し直接請求権が認められている事案を対象に行います。

なお、協定保険会社等は、センターに出席して和解斡旋の話し合いに応じることになっています。

(3) 次の紛争は、本手続の対象にはなりません。

- ① 事故が自動車（原動機付自転車を含みます。以下同じです。）によるものでない場合、例えば、自転車と歩行者、自転車と自転車の事故に伴う損害賠償に関する紛争
- ② 搭乗者傷害保険や人身傷害補償保険など、自分が契約している保険会社等との保険金、共済金の支払に関する紛争
- ③ 求償に関する紛争（保険会社等との間、医療機関、社会保険等との間の求償）

- ④ 損害の一部のみ（例えば「慰謝料」や「過失割合」のみ）を解決の目的として申し立てた紛争
 - ⑤ 利用申込みの予約受付時点で消滅時効期間が経過し、かつ加害者、保険会社等が時効の援用をしている事案に関する紛争
 - ⑥ 自賠責保険・共済で無責と判断されている事案に関する紛争
- (4) 次の場合は、本手続を行いません。ただし、被害者、加害者、保険会社等がセンターによる和解斡旋を受けることに同意した場合は、和解斡旋等を行う場合があります。この場合には、利用申込みの予約前に、被害者において加害者、保険会社等から上記同意を得ていただく必要があります。
- ① 加害者が任意自動車保険（共済）契約をしていない場合
 - ② 加害者が契約している保険会社等が不明の場合
 - ③ 加害者が契約している任意自動車保険（共済）の約款に被害者の直接請求権の規定がない場合
 - ④ 加害者が契約している任意自動車保険（共済）が、協定保険会社等以外である場合
- (5) 相談担当者及び審査員は、当事者の代理人ではなく、あくまでも中立、公正な第三者の立場で手続に関与し、特段の事情がない限り、いずれも初回に担当した事案は終了まで担当します。
- (6) 利用申込みの予約の受付は、毎週月曜日から金曜日まで（祝祭日と12月29日から1月3日までを除きます。）の9時から17時までの間に行います。また、本手続は、毎週月曜日から金曜日まで（祝祭日と12月28日から1月4日までを除きます。）の10時から17時までの間に行います。

（利用の申込み）

4

- (1) 利用申込みの予約は、電話で行っていただきます。また、申立人は、センターへ利用申込みの予約をしたことを遅滞なく相手方である保険会社等に連絡するとともに、この連絡をした旨と連絡の日時をセンターに報告する必要があります。
- (2) 申立人は、利用申込みの予約の後、センターが定める利用申込書を提出する必要があります。ただし、利用申込書を作成することが困難な場合など特段の事情がある場合は、口頭により利用申込みをすることができます。
- (3) 当事者は、名目のいかんを問わず、代理人弁護士以外の者を和解斡旋手続に参加、同席、関与させることはできません。ただし、相談担当者が特別の事情があると認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 申立人は、代理人を選任する場合、センター所定の委任状等の代理権を証する書面を提出しなければなりません。
- (5) 利用申込みの予約は、申立人の住所地又は事故発生地に対応した別表1に定める本部、支部又は相談室に対して行わなければなりません。ただし、あらかじめ申立人と相手方とが別表1と異なる本部、支部又は相談室で和解斡旋を受けることに合意している場合は、この限りではありません。
- (6) 和解斡旋手続の過程で、本項（5）に反して利用申込みの予約がされたことが判明し、相手方の同意が得られない場合には、別表1に定める本部、支部又は相談室に移送することができます。

(7) 利用申込みに係る事故に関し次の事由がある場合は、利用申込みの予約は受け付けません。ただし、②～⑤の場合については、各事由の終了後又は完了後に利用の申込みの予約をすることができます。

- ① 第5項の各号の一つに該当することが明らかな場合
- ② 治療中の場合
- ③ 後遺障害等級認定手続が進行中の場合
- ④ 後遺障害等級認定に対する異議申立手続が進行中の場合
- ⑤ 後遺障害等級認定について自賠責保険・共済紛争処理機構に対する調停（紛争処理）申立手續が進行中の場合

(8) 申立人は、利用申込書を提出する際又は指定された期日までに、センターの指示する交通事故証明書、事故概要を示す略図、診断書など個別事案に関する基本的資料等のコピーをセンターに提出するとともに、原則として相手方に直接送付しなければなりません。
提出していただく主な資料等は、別表2に記載のとおりです。

(和解斡旋を行わない場合)

5 次の場合には、和解斡旋を行いません。

- ① 和解斡旋の利用申込みの予約受付時点で訴えの提起又は調停の申立てが行われている場合（調停不調終了後2週間以内に相手方が裁判所に訴えを提起したときを含みます。）。なお、予約受付後に相手方が裁判所に訴えを提起又は調停の申立てをしたときは、和解斡旋を行います。（注）

（注）裁判所への訴え提起等とセンターへの予約との先後関係は、訴状等の裁判所受理日をもって確認することとします。訴状等の裁判所受理日とセンターへの予約が同日の場合は、予約受付時点で訴え提起等が行われているものとします。
- ② 日弁連交通事故相談センター及び損害保険相談・紛争解決サポートセンター等の他の裁判外紛争解決機関における手続が行われている場合
- ③ センター外で当事者の間に訴訟による判決の確定又は和解が成立している等当該事案が終局的に解決している場合
- ④ 不正請求等不当な目的で和解斡旋の申込みがされたと認められる場合
- ⑤ 申立人が権利又は権限を有しているとは認められない場合
- ⑥ 申立人に行行為能力がなく、法定代理人が不在の場合
- ⑦ 弁護士法第72条（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）に違反する疑いがある場合
- ⑧ 当事者が利用規定に反し、和解斡旋を行うことが困難であると認められる場合
- ⑨ 第27項により本手續が終了している個別事案と同一事案である場合
- ⑩ 第3項（3）に該当することが判明した場合
- ⑪ 前各号のほか、和解斡旋を行うことが適当でないと認められる場合

(費用)

6 センターが行う本手續の費用は無料です。

ただし、交通事故証明書や医療関係書類の取付け費用、センターまでの交通費（駐車場代を含みます。）、資料作成費（コピー代等）、通信費（電話代等）、手話通訳等の費用は、当事者自身の負担となります。

(相談担当者の変更)

7 相談担当者が当事者と特別な利害関係がある場合、いずれかの当事者は、センターに対し、相談担当者を変更するよう求めることができます。(単に自分と意見が合わないというような場合は含みません。) センターは事実関係を確認の上、その求めが相当であると判断したときは、他の相談担当者に変更します。

(和解斡旋等の方法・進行等)

8

- (1) 和解斡旋等は、面接又はセンター所定の通信の方法によります。
- (2) センターにおける和解斡旋等は、1回あたり1時間以内を目途に行います。
- (3) 個別事案の適正、妥当で迅速な解決をするにあたり、当事者は、和解斡旋手続の進行について相談担当者及び事務局職員に協力し、その指示に従う必要があります。この指示に従わない場合には、和解斡旋手続が終了となる場合があります。
- (4) 和解斡旋の過程で、相談担当者から資料の提出を求められた場合は、当事者は、速やかに必要資料をセンターに提出するとともに、原則として他方当事者に直接送付しなければなりません。
なお、資料の提出がなく、相談担当者が適正な損害賠償額の算出ができないと判断した場合には、和解斡旋手続が終了となる場合があります。

(当事者の責務)

9 当事者はこの規定に従うほか、次の行為は禁止されます。違反した場合は、本手続が終了となる場合があります。

- ① 手続を利用するにあたり、虚偽の事実を主張すること
- ② 個別事案の他方当事者及びその関係者、センター担当者を誹謗中傷したり、威圧的言動をすること
- ③ 本手続の内容を録音又は撮影すること
- ④ 本手続の内容の全部又は一部をインターネットその他の方法で公表すること
- ⑤ その他別紙記載のセンターの円滑・公正な業務を阻害するおそれのある行為をすること

(資料等の取扱)

10 当事者がセンターに提出し、他方当事者に直接送付する資料は、原則としてコピーとして下さい。

当事者が提出した資料は、原則として返却されません。

(個人情報の取扱)

11

- (1) 個人情報の利用の目的、取得方法及び第三者への提供は次のとおりとします。

① 利用の目的

個人情報の利用は、本手続に係る業務の実施及び事務手続の円滑な遂行のために必要な範囲とします。

② 取得方法

個人情報は、当事者の同意を得て取得します。

③ 第三者への提供

センターは、法令に基づく場合等のほか、業務遂行のために必要があるときは、取得した個人情報をセンター以外の第三者（他方当事者、医療機関又は車両鑑定人等）に提供することがあります。

なお、相手方が医療機関等から取得した診断書、医師の意見書等の関係資料をセンターに提供する場合は、あらかじめ申立人本人の同意を得ていただきます。

(2) 本項(1)の②③の同意が得られない場合は、本手続が終了となる場合があります。

(斡旋案の提示、斡旋案に対する回答)

1 2

- (1) 相談担当者は、当事者の主張等を整理した上で、当事者に対して、斡旋案を提示します。
- (2) 相談担当者は、斡旋案に対する同意又は不同意の回答をしなければならない期限を定め、当事者に通知することができます。

(和解斡旋の中止)

1 3 協定保険会社等から所定の書面による訴訟による解決の要請（訴訟移行の要請）の予告がなされた場合には、和解斡旋の手続を中断して、訴訟による解決の適否をセンターで審議します。また、訴訟移行の要請が承認されなかった場合には和解斡旋の手続を再開します。

(和解斡旋の停止)

1 4 相談担当者は、和解斡旋を開始した後に、次の停止事由があることが判明したときは、和解斡旋を停止することができます。和解斡旋を停止したときは、相談担当者が当事者にその旨を書面で通知します。

- ① 申立人が治療中の場合
- ② 申立人申請にかかる後遺障害等級認定手続が進行中の場合
- ③ 申立人による後遺障害等級認定に対する異議申立手続が進行中の場合
- ④ 後遺障害等級認定について、申立人による自賠責保険・共済紛争処理機構に対する調停（紛争処理）申立手續が進行中の場合
- ⑤ 申立人が②～④の手續を申し立てる旨の意向を相談担当者へ申し出た場合
- ⑥ その他和解斡旋を進めると困難であると認められる場合

(長期停止となった事案の処理)

1 5 相談担当者は、前項の規定により和解斡旋を停止した事案について、前項の通知を発した日から6か月が経過しても停止事由が解消しないときは、和解斡旋を終了することができます。ただし、当該停止事由が解消しないことについて正当な理由がある場合は、この限りではありません。

(和解成立の処理)

1 6

- (1) 和解が成立した場合、相談担当者は、センター所定の免責証書又は示談書を作成しますので、内容を確認の上、当事者に署名（記名）押印していただきます。なお、相談担当者は、立会人として署名（記名）押印します。

- (2) 作成した免責証書又は示談書は、その原本を当事者に交付するほか、センターにおいて、その原本又はコピー1通を保管します。
- (3) 相談担当者は、当事者が斡旋案に同意した場合でも、原則として同意した日から1か月以内に申立人が正当な理由なく免責証書又は示談書の作成に応じない場合には、同意を撤回したものとし、和解斡旋を終了することができます。

(和解斡旋の終了)

17 和解斡旋は、次の場合に終了となります。

- ① 和解が成立した場合
- ② 相談担当者が和解の成立の見込みがないと判断し、和解斡旋が不調となった場合
- ③ 申立人が和解斡旋を取り下げた場合
- ④ 予約受付後に申立人が裁判所に訴えを提起又は調停の申立てをした場合及び他の裁判外紛争解決機関における手続の申立てをした場合
- ⑤ 協定保険会社等から訴訟移行の要請が出され、センターで訴訟移行の要請が承認された場合
- ⑥ 第5項のいずれかに該当することが判明した場合
- ⑦ 第8項(3)(4)の場合において、センターが和解斡旋の終了が適当と認めた場合
- ⑧ 相談担当者が第15項又は第16項(3)により和解斡旋を終了させた場合
- ⑨ 次回期日の指定のない事案で、申立人が再来を希望しないとセンターが認めた場合

(審査申立て)

18

- (1) 相談担当者は、第17項②の場合、和解斡旋が不調となったことを当事者に通知します。
- (2) 当事者は、(1)の通知を受けた後14日以内に限り、当該事案について審査を受ける旨を申し立てるることができます。ただし、相手方が申立てをする場合には、申立人の同意を必要とします。
- (3) 物損事案の審査申立てにおいて、センターが要請した場合（注）、双方の所有者（損害賠償請求権者）は、審査会の裁定に従う旨の同意書をあらかじめ提出する必要があります。

（注）センターが要請する例として次の場合があります。

自動車相互の衝突等によって、双方に物損が発生し、かつ双方に過失が認められる場合、双方の損害に対して双方の所有者（損害賠償請求権者）があらかじめ裁定に同意することが審査、裁定を行う条件となります。

(審査を行わない場合)

19 審査会は、次の場合には、審査不適の決定をし、審査手続及び裁定を行わずに終了することができます。

- ① 第5項各号のいずれかに該当する場合
- ② センターの要請があるにもかかわらず、双方の所有者（損害賠償請求権者）が第18項(3)の同意書を提出しない場合
- ③ その他審査に適さないと認められる場合

(和解斡旋に関する手続規定の準用)

20 第4項(3)、第7項、第8項(3)(4)、第14項、第15項及び第16項(1)(2)は、審査手続に準用します。

(審査会への回付)

21 当事者が第18項(2)の申立てを行った場合には、相談担当者は、速やかに和解斡旋において明らかになった争点を整理して、審査申立事案として必要な手続を行います。

(審査・裁定)

22

- (1) 審査は、原則として面接の方法によります。当事者は、審査会に出席し、必要な説明をし、自分の意見を述べることができます。
- (2) 審査会は、必要に応じて相談担当者又は当事者から個別事案の内容やそれぞれの主張について口頭又は書面により意見を聴取し、裁定を行います。
- (3) 審査は、1回あたり1時間30分以内を目途とします。

(審査申立ての取下げ)

23 審査を申し立てた当事者は、いつでも審査の申立てを取り下げるることができます。
ただし、相手方が審査申立てを取り下げるには、申立人の同意を必要とします。
なお、審査申立てを取り下げるときは、取下書を提出する必要があります。

(裁定前の和解による終了)

24 審査会は、審査の過程において、容易に和解が成立すると認めたときは、和解により審査を終了させることができます。

(裁定に対する回答、同意の撤回)

25

- (1) 申立人は、裁定の告知を受けた日から14日以内に裁定に対する同意又は不同意の意見をセンターに対して回答する必要があります。この期間内に回答がなかったときは、同意しなかったものとみなされます。
- (2) 申立人が裁定に同意した場合であっても、原則として同意した日から1か月以内に正当な理由なく免責証書又は示談書の作成に応じないときは、同意を撤回したものとみなされることがあります。ただし、物損事案において審査会の裁定に従う旨の同意書をあらかじめ双方の所有者（損害賠償請求権者）が提出していたときは、この限りではありません。

(裁定の拘束力)

26 申立人は、原則として裁定に拘束されることはありませんが、協定保険会社等は裁定を尊重することになっています。

(本手続の終了)

27 本手続は、次の場合に終了し、以後センターと当事者の関係も全て終了となります。

- ① 第17項により和解斡旋が終了した場合
ただし、第18項(2)の申立てがあるときは除きます。
- ② 第19項により審査不適の決定がなされた場合
- ③ 第20項で準用される第8項(3)(4)又は第15項により審査会が審査を終了させた場合
- ④ 第23項により審査申立てが取り下げられた場合
- ⑤ 第24項により和解が成立した場合
- ⑥ 第25項(1)の申立人が審査会の裁定に対して不同意の回答をした場合（回答期間経過により不同意とみなされた場合も含みます。）及び同項(2)の規定により同意を撤回したとみなされた場合
- ⑦ 審査会の裁定に基づき、当事者の間で和解が成立した場合
- ⑧ 当事者がこの規定に従わない場合、第9項各号の行為を行った場合及び第11項(2)の場合において、センターが本手続の終了を相当と認めた場合

(再度の利用申込みができない場合)

28 第27項により本手続が終了した個別事案は再度の利用申込みができません。ただし、第5項①で訴えが取り下げられた場合又は調停が不調となった後2週間以内に相手方が訴え提起しなかった場合及び同項②で他の裁判外紛争解決機関における手続が不調となった場合は、この限りではありません。

(時効管理の責任)

29 損害賠償請求権には、消滅時効の制度が適用されますが、本手続には時効の更新の効力は認められていませんので、時効を更新するためには、申立人は自ら法定の時効更新手続を取る必要があります。

(本規定の改正)

30 本利用規定は予告なく改正されることがあります。改正された利用規定は、原則として、改正時に係属する案件にも適用されます。

以上

(令和7年4月1日改正)

別 表 1

利用規定第4項（利用の申込み）（5）に定める別表1

ご利用いただけるセンターの利用申込先は、下記の申立人の住所地又は事故発生地に対応したセンターの本部、支部又は相談室となります。

センターの利用申込先	申立人の住所地又は事故発生地
札幌支部	北海道
仙台支部	宮城県 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県
本部 さいたま相談室	東京都 神奈川県 千葉県 山梨県 茨城県 埼玉県 群馬県 栃木県 長野県 新潟県
名古屋支部 静岡相談室 金沢相談室	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 石川県 富山県 福井県
大阪支部	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 和歌山県
広島支部	広島県 岡山県 山口県 鳥取県 島根県
高松支部	香川県 愛媛県 徳島県 高知県
福岡支部	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

コピーを提出していただく主な資料等
(原本を提出する必要はありません)

◎：全ての事案において提出していただくもの

○：代理人弁護士に委任している事案において原則として提出していただくもの

△：各事案において必要がある場合に限り提出していただくもの

資 料 等	損 害 の 種 類				備 考	
	人 身			物 損		
	傷 害	後 遺 障 害	死 亡			
交通事故証明書	◎	◎	◎	◎		
事故発生状況報告書	◎	◎	◎	◎		
実況見分調書、現場の写真、事故車両の写真、ドライブレコーダー等	△	△	△	△	被害の程度、過失相殺等が争点となる場合	
保険会社等の賠償金提示明細書	◎	◎	◎	◎		
診断書、診療報酬明細書、施術証明書等	◎	◎	◎			
後遺障害診断書、後遺障害等級の認定結果及び理由が記載された資料	△	◎			非該当の場合も含む	
通院交通費等の明細書、領収書	◎	◎	◎			
休業損害証明書、源泉徴収票	△	△	△		給与所得者等が休業損害・逸失利益を請求する場合	
確定申告書、納税証明書等	△	△	△		自営業者等が休業損害・逸失利益を請求する場合	
病院関係費用の明細書、領収書	△	△	△		申立人が負担した治療費等を請求する場合	
葬儀関係費用の明細書、領収書			◎			
死亡診断書又は死体検査書			◎			
戸籍謄本(除籍謄本)又は法定相続情報			◎		戸籍謄本(除籍謄本)は出生時から死亡時までのもの	
被害車両の所有者を確認できる資料 (自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書、自動車税納税証明書等)				◎		
リース会社・ローン会社との契約書				△	リース車・ローン中の場合	
修理見積書、請求書				◎		
レッカ一代・代車料・手続費用等の請求書、領収書				△	レッカ一代等が争点となる場合	
その他損害を証明する資料、領収書等	△	△	△	△	上記以外の損害を請求する場合	
既に保険会社等から受領している金額の分かる資料(支払通知ハガキ等)	◎	◎	◎	◎		
和解斡旋申立書	○	○	○	○	代理人弁護士に委任している場合	
損害額計算書(申立人と相手方の主張額等の対比表)	○	○	○	○		
治療状況表(病院毎の入通院期間・日数、後遺障害の内容等の一覧表)	○	○	○			
証拠説明書	○	○	○	○		

利用規定第9項（当事者の責務）⑤に規定するセンターの円滑・公正な業務を阻害するおそれのある行為とは、次の1～8の行為とします。なお、暴力行為等があった場合は、警察等に通報するほか、センターへの出入を禁ずることがあります。

- 1 利用規定第8項（和解斡旋等の方法・進行等）（3）又は（4）に違反して手続の進行を妨げること
- 2 正当な理由なく定められたセンターの期日に出席しないこと又は出席要請に応じないこと
- 3 センター担当者に了解なく電話又は面会の強要の方法をもって接触すること
- 4 被害者本人や家族等の身分を偽り、本人等に成りすまして利用申込みを行い又は本手続に関与すること
- 5 待合室又は相談室等センターの施設内で大声を出したり、暴れたり、飲酒・喫煙をするなど他の利用者及びセンター担当者の迷惑となる行為を行うこと
- 6 他の利用者及びセンター担当者に暴力行為を行ったり罵倒したりすること
- 7 刃物・銃器・揮発性燃料等の危険物を持ち込むこと
- 8 その他センターが上記及び利用規定第9項（当事者の責務）①～④に準ずる行為であると認めた行為をすること